

氏名	中藤和重
学位の種類	博士(経済学)
学位記番号	博甲第87号
学位授与年月日	2011年3月18日
審査研究科	経済学研究科
論文題目	地球温暖化問題と排出権取引
論文審査委員会	(主査) 大東文化大学教授 篠原章 (副査) 大東文化大学教授 中島正人 (副査) 大東文化大学教授 高山洋一 (副査) 大東文化大学教授 藤原碩宣 (副査) 日本大学教授 石橋春男

中藤和重 博士論文 審査報告

1. 審査の目的

本審査は、大東文化大学大学院学則第16条および大東文化大学学位規則第3条第3項に基づく学位に関する審査であり(申請者:中藤和重氏)、「博士(経済学)」の授与に関わる可否の決定を目的としている。

2. 審査の経過

(1) 論文の提出と審査の申請

日付: 2008年10月30日

(2) 論文の受理と審査委員会の設置・審査委員の選出

日付: 2008年11月21日 経済学研究科委員会

(3) 申請者の単位取得退学

日付: 2009年3月31日

(4) 審査委員の変更(佐藤順一教授から中島正人教授へ)の承認

日付: 2009年4月17日 経済学研究科委員会

(5) 審査期間延長の承認

日付: 2009年10月22日 経済学研究科委員会

(6) 審査委員会の開催

第1回 審査委員会

日付: 2009年10月22日

議案: 1. 審査期間の延長について 2. 今後のスケジュール
第2回 審査委員会

- 日付：2009年11月23日
議案：1. 審査のポイントについて
第3回 審査委員会
日付：2010年2月19日
議案：1. 論文の評価について 2. 今後のスケジュール
第4回 審査委員会
日付：2010年6月14日
議案：1. 論文の評価について 2. 今後のスケジュール
第5回審査委員会
日付：2010年10月30日
議案：1. 最終試験の方針について 2. 論文の評価について
第6回審査委員会
日付：2010年11月6日
議案：1. 最終試験の評価について 2. 審査報告書（案）の検討
(7) 最終試験の実施
日付：2010年10月30日

3. 論文の要旨

本審査の対象となった中藤和重氏の論文「地球温暖化問題と排出権取引」（以下「中藤論文」と略す）は、1997年12月11日に採択された京都議定書（正式名称：気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）以降、地球温暖化を抑制するための手段として注目を集めるようになった「排出権取引」の理論と実態、並びにその環境政策・経済政策的な含意と可能性を主たる研究対象としたA4版300頁（約300,000万字）の論文である。

中藤論文は以下のような構成である。

はじめに

第1章 地球温暖化の議論と地球温暖化に対する国際的取り組み

第1節 地球温暖化と排出権取引の意義

第2節 国際的取り組み

第3節 京都メカニズム

第2章 排出権取引の理論

第1節 排出権取引の理論的系譜

第2節 排出権取引の理論

第3節 排出権取引の制度設計

第3章 排出権取引と他の政策手段とのポリシーミックス

第1節 環境政策の目標と政策手段の選択

第2節 規制的手段および経済的手段

第3節 環境政策手段の比較

第4節 排出権取引と他の政策手段とのポリシーミックス

第4章 排出権取引の実際

第1節 イギリスの取り組み

第2節 EUの取り組み

第3節 日本の取り組み

むすびに
参考文献
図・表索引

排出権取引は、人為的な二酸化炭素の排出が地球温暖化の主因であることを前提としたシステムとして設計されているが、第1章では、地球温暖化の原因をめぐる諸説を検討した上で、地球温暖化の原因がたとえ二酸化炭素の排出に求められない場合であっても、排出権取引の意義は否定されないと主張され、エネルギー政策またはエネルギー資源・化石燃料の効率的な利用という観点からも排出権取引は重要な意義を有すると結論づけられている。

第1章で制度的な根拠と可能性を与えられた排出権取引について、第2章では主として理論的な角度からの検討が加えられている。まず、排出権取引の理論について、その系譜を中心とした整理と分析が行われている。中藤論文は、とくにゴードン (Gordon, H.S.)、デイルズ (Dales, J.H.) の論文を精査するとともに、クロッカー (Crocker, T.D.) などの業績にも注目しながら、あらためて先行研究の整理を行っている。また、ミクロ経済学の視点から排出権取引の効率性について理論的な分析を行った後、これまで提案された多様な排出権取引制度の特徴を比較検討し、制度設計の際のポイントにも触れている。

第3章では、第2章で得られた排出権取引についての知見を活用しながら、排出権取引、直接規制、課徴金、自主協定、補助金等の政策としての可能性と限界を効率性という観点などから比較評価している。その際、行政当局が規制対象に関して十分な情報を持っていない状況では、環境税と排出権取引は同様の効果を持たないという「ワイツマン定理」の一般性・有効性を、主要な先行研究を取り上げながら再考している。こうした評価を基に排出権取引に関する諸政策のポリシーミックスについて、それぞれの組み合わせごとに理論的な特徴を整理し、各政策の個別の実施よりもポリシーミックスのほうがより高い効果があると論じている。

第4章では、第2章および第3章における理論的な考察を意識しながら、現実に実施されている排出権取引の政策手段としての問題点と可能性とを分析している。ポリシーミックスの実施例としてはイギリスの排出権取引 (UK-ETS) が、排出権の初期割当の実施例としては EU 排出権取引 (EU-ETS) が取り上げられ、それぞれ精査されている。排出権取引が本格化していない日本については、環境省が主導している自主参加型国内排出量取引事業が主たる検討対象となっている。申請者本人が同事業に参加した企業に対してアンケート調査を行った結果が分析され、企業は限界排出量削減費用を十分認識していないことが指摘されている。併せて企業による同費用の認識等排出権取引の本格実施のための諸条件が明らかにされている。

4. 論文の評価

日本における排出権取引に関する研究は、必ずしも十分な水準にあるとは言えない。たとえば、排出権取引を経済学的な見地から取り上げた博士論文は6件程度であり、またこの分野での研究書・論文もけっして多くはない。こうした研究環境にあって、中藤論文は、英米を中心とした文

献・資料を広く渉猟して排出権取引制度の理論と実態を精査した論文として注目されるが、その特徴と独自性は主として以下の点にあると言える。

(1) 地球温暖化と排出権取引の関係について、エネルギー政策という視点を導入して排出権取引の論拠構成を強化しようと試みた点。

(2) 排出権取引に関する理論的系譜を再検討する課程で、クロッカーなどこれまであまり触れられてこなかった先行研究を評価し、整理したという点。

(3) 排出権取引の制度設計に関する先行研究を詳細に分析し、ポリシーミックスの重要性をあらためて指摘したという点。

(4) UK-ETS 並びに EU-ETS を精査し、その現状と問題点を政策としての可能性という観点から評価したという点。

(5) 自主参加型国内排出量取引事業に関するアンケート調査を実施し、日本における排出権取引の本格的な実施のための諸条件を考察したという点。

とりわけ、デイルズを始めとする先行研究を「共有資源の財産化」という観点から詳細に検討し、環境政策と市場経済との密接な関係を詳らかにすると同時に、「共有資源の財産化こそ排出権取引の経済学的本質を表すもの」という重要な指摘を再確認しているという点に、本論文のひとつの意義が認められる。排出権取引市場においては、市場メカニズムが活用されている一方で初期割当という裁量的な政策が決定的な役割を果たす、という議論の展開は、排出権取引の可能性と限界を同時に示すものとして評価されよう。

また、日本における排出権取引の事例として取り上げた自主参加型国内排出量取引事業に関するアンケート調査とその分析もユニークな学問的貢献として評価できる。中藤論文では、排出権に関心の高い企業でさえ、限界排出削減費用を十分把握していないこと、政府が適正な排出枠を設定する必要があること、第三者機関の検証に耐えうる温室効果ガスに関するデータを企業が適切に把握する必要があること、などが指摘されている。これらは日本における排出権取引市場が本格的に機能するための条件とも捉えられ、中藤論文のもうひとつの意義として評価することができよう。

ただし、中藤論文には、(1) ポリシーミックスについて理論的に精査しているものの、その分析結果が実態の分析に十分応用されていない、(2) 排出権取引の論拠の強化にあたってエネルギー政策としての可能性を論じているが、いっそうの検討が望まれる、といった若干の問題点も見られる。これらの問題点を解消することが申請者の今後の課題であり、研究の進展が期待される。

5. 結論

審査委員会は、論文査読ならびに最終試験（2010年10月30日実施）の結果を踏まえ、博士（経済学）の学位を授与するに価するものと、満場一致で判断するに至った。